平成２３年（フ）第１２９号
千葉県長生郡長生村藪塚968番地７
債務者　鈴木　和枝
１　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第１７９号
千葉県君津市郡１丁目16番22号　102
債務者　石堂あゆみ
１　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１９４号
千葉県富津市大堀1993番地１
債務者　渡邉　裕之（旧姓榎本）
１　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第４５９号
山梨県西八代郡市川三郷町市川大門3663番地県営富士見団地７号棟202号室
債務者　江頭　春雄
１　決定年月日時　平成24年１月25日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４９４号
山梨県甲府市伊勢３丁目10番８号
債務者　大柴利依子（旧姓鶴岡）
１　決定年月日時　平成24年１月25日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１号
山梨県南巨摩郡富士川町小林1527番地
債務者　志村　京子（旧姓深澤）
１　決定年月日時　平成24年１月25日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６１８号
岐阜市三田洞東２丁目18番８－402号　市営住宅三田洞団地
債務者　上前泊栄三
１　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第６１９号
岐阜市三田洞東２丁目18番８－402号　市営住宅三田洞団地
債務者　上前泊美紀
１　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第６５３号
岐阜市西川手４丁目30番地
債務者　近藤　桂子（旧姓牧野）
１　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第６５８号
岐阜県瑞穂市本田1011番地３
債務者　テラヤスこと　寺村　安彰
１　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第６６０号
岐阜県瑞穂市本田1011番地３
債務者　寺村すみ枝
１　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１０５号
岐阜県加茂郡川辺町比久見480番地５、住民票上の住所岐阜県加茂郡川辺町下麻生1901番地５
債務者　佐伯　尚哉
１　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第２３８号
三重県津市神戸1424番地２　２棟202号、前住所三重県津市長岡町1213番地22
債務者　柳　ひかる（旧姓前川）
１　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３６６号
大津市湖城が丘17番11号　B202、前住所京都府亀岡市篠町柏原福井１番地37
債務者　昇　　美幸（旧姓玉山）
１　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４１１号
大津市浜大津３丁目５番23号　マンショングレース506号
債務者　松本　健司
１　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４５０号
滋賀県草津市追分町184番地10、前住所滋賀県甲賀市水口町春日１番地11
債務者　奥谷　浩二
１　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４６９号
大津市大平１丁目１－１、住民票上の住所北海道北見市南仲町３丁目４番21号
債務者　石川　裕一
１　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
大津地方裁判所民事部